

○防衛省告示第百二十七号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）
第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定した告示（令和二年防衛省告示第百七十号）の一部を次のように改正し、令和六年六月十六日から施行する。

令和六年五月十七日

防衛大臣 木原 稔

第二十号の表対象防衛関係施設の区域の項中「大滝町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）」の下に「及び長井四丁目（次の図面に示す部分に限る。）」を加え、同項の図面を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。）

第二十号の表対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項を次のように改める。

対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	神奈川県横須賀 市	本町一丁目から三丁目まで、楠ヶ浦町、泊町、稲岡町、大滝町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、小川町（次の図面に示す部分に限る。）、緑が丘（次の図面に示す部分に限る。）、汐入町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに東逸見町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
-----------------------------	--------------	---

	<p>並びに長井二丁目、四丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>神奈川県三浦市</p> <p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十一に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>初声町和田（次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>一 北緯三十五度十七分五秒、東経百三十九度三十九分十七秒の点</p> <p>二 北緯三十五度十七分九秒、東経百三十九度三十九分二十秒の点</p> <p>三 北緯三十五度十七分二十五秒、東経百三十九度三十九分十秒の点</p> <p>四 北緯三十五度十七分四十秒、東経百三十九度三十九分十五秒の点</p> <p>五 北緯三十五度十七分四十六秒、東経百三十九度三十九分三十三秒の点</p> <p>六 北緯三十五度十八分六秒、東経百三十九度三十九分三十一秒の点</p>

	<p>七 北緯三十五度十八分十六秒、東経百三十九度四十分十二秒の点</p> <p>八 北緯三十五度十八分十秒、東経百三十九度四十分三十三秒の点</p> <p>九 北緯三十五度十七分四十三秒、東経百三十九度四十一分〇秒の点</p> <p>十 北緯三十五度十七分十九秒、東経百三十九度四十一分七秒の点</p> <p>十一 北緯三十五度十七分七秒、東経百三十九度四十分四十一秒の点</p>
<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び十二に掲げる点と十五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲</p>	<p>十二 北緯三十五度十一分二十三秒、東経百三十九度三十六分五十七秒の点</p> <p>十三 北緯三十五度十一分十六秒、東経百三十九度三十六分三十九秒の点</p> <p>十四 北緯三十五度十一分二十六秒、東経百三十九度三十六分二十四秒の点</p>

まれた海域

十五 北緯三十五度十一分三十八秒、東経百三十九度三十六分二十八の点

(「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。)